# 衆議院法制局だからできる。衆議院法制局でしかできない。

衆議院法制局のことを既に知っている方も、まだ知らない方も、このパンフレットを手に取ってくださり、ありがとうございます。

衆議院法制局は、「国民主権」の新たな憲法の下で、「国の唯一の立法機関」（日本国憲法第41条）とされた国会が十分な立法機能を果たすことができるよう、1948（昭和23）年に設けられた組織であり、2023（令和5）年に創立75周年を迎えました。

## 「法律づくりのお手伝い」

衆議院法制局だからできる、そして、衆議院法制局でしかできないことはたくさんあります。その最も代表的なものは、衆議院議員が国会に提出する法律案（議員が国会に提出する法律案を「議員立法」といい、特に、衆議院議員の提出に係るものを「衆法」と呼びます）の立案・審査を行うことです。

平たく言えば「法律づくりのお手伝い」ということになりますが、これは、ただ執務室にこもって議員の政策を浄書して終わるという機械的な仕事ではありません。議員のもとに何度となく赴き、その求めに応じて政策立案のごく初期の段階から法制度設計に関与し、打合せを重ねながら「オーダーメイド」の法律案を共に練り上げ、出来上がった法律案の国会への提出から審議のサポートまで――産声を上げたばかりの議員の政策が法律として世に出るまで――をトータルでサポートするという非常にクリエイティブな仕事です。

## 「立法府の法律顧問」

また、衆議院法制局の業務の範囲は、国政のあらゆる分野に及びます。定員わずか88名の小さな組織ながら、これまで、あらゆる政党のあらゆる立案依頼に対して公平・中立な（＝全方位に全力で、の意です）補佐を行ってきたことにより、議員の信頼を得て、政治の中心地である永田町で、「立法府の法律顧問」と称される専門家集団として、日々の業務に従事しています。

## 「オールジャパン」×「法律の専門家」

衆議院法制局では、国会の第一院である衆議院という国政の最前線において、「法律をつくる」という所為を通じ、国民の役に立っていることを実感することができます。また、人事異動を通じて様々な法分野に携わることにより、特定の政策分野に限定されない、いわば「オールジャパン」の幅広い知識と経験を得つつも、キャリアを通じて法律づくりに携わり続けることで、「法律の専門家」として成長することができるのも、衆議院法制局ならではです。

もちろん、衆議院法制局だからできること、衆議院法制局でしかできないことは、まだまだありますので、このパンフレットを読み進めて是非見つけてください。そして、衆議院法制局で働くことが、あなたの将来の選択肢の一つになっていたら幸いです。

衆議院議長 ― 監督 ― 法制局長 ― 法制次長

**法制企画調整部**

| | |
|---|---|
| 企画調整課 | 議院運営／懲罰／決算行政監視／拉致問題特／震災復興特／情報監視審査会／法制に関する予備的調査の事務　等 |
| 基本法制課 | 憲法審査会／倫理選挙特／国家基本政策 |
| 総務課 | 局内の庶務に関する事項 |
| 調査課 | 法制に関する資料の収集・整理等 |

**第一部**

| | |
|---|---|
| 第一課 | 内閣／安全保障／沖縄及び北方問題特／消費者特／地域・こども・デジタル特（こども・デジタル） |
| 第二課 | 総務／地域・こども・デジタル特（地域） |

**第二部**

| | |
|---|---|
| 第一課 | 法務 |
| 第二課 | 財務金融／予算 |

**第三部**

| | |
|---|---|
| 第一課 | 外務／文部科学 |
| 第二課 | 経済産業／環境／原子力特 |

**第四部**

| | |
|---|---|
| 第一課 | 農林水産 |
| 第二課 | 国土交通／災害対策等 |

**第五部**

| | |
|---|---|
| 第一課 | 厚生労働（労働行政に係るもの） |
| 第二課 | 厚生労働（厚生行政に係るもの） |

**法案審査部**

| | |
|---|---|
| 審査第一課 | 法案の審査／法制例規の調査・研究等 |
| 審査第二課 | 法案の審査 |

**法制主幹**　重要な法律問題に関する事務

※各課の所管分野は第211回国会現在のもの